

安全保障法制改定法案の採決強行に抗議する会長声明

- 1 本日、参議院本会議において、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動協力法等を改正する平和安全法制整備法及び新規立法である国際平和支援法（以下併せて「本法律」という。）が成立した。
- 2 本法律は、2014（平成26）年7月1日になされた集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を受け、それを具体化するものであるが、当会において同年5月3日に発した「集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明」、同年8月1日に発した「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明」、及び本年7月1日に発した「安全保障法制改定法案の衆議院での可決に抗議する会長声明」にてそれぞれ指摘したとおり、そもそも、集団的自衛権の行使を容認すること自体、恒久平和主義を定め、平和的生存権を保障した憲法前文及び憲法第9条第1項に反するものである。
- 3 本法律に対しては、多くの国民が本国会での成立に反対し、実際に、当会管内においても、地方議会にて本法案に対する慎重審議を求める意見や廃案を求める意見が出され、また、各地において様々な人々がデモや集会に参加し、本法律の制定に反対する運動がなされた。更には、多数の憲法学者のみならず内閣法制局長官経験者や最高裁判所判事経験者らも本法案の合憲性についての疑義を表明した。それにも関わらず、政府により従前の憲法解釈を変更することに関しての真摯かつ十分な説明がなされたとは言い難い状況のまま、本法案は衆議院及び参議院においていずれも採決が強行されて成立に至った。このような事態は、議会における自由闊達な討論に基づく政策決定を旨とすべき議会制民主主義の価値すら破壊するものと評価せざるを得ない。
- 4 以上の各理由により、当会は、本法律の今後の適用及び運用に強く反対し、更には本法律の廃止及び改正に向けて引き続き取組を強化する決意を表明するものである。

2015（平成27）年9月19日

釧路弁護士会

会長 阪口 剛